

お客様各位

播陽証券株式会社

## 外国株預託証券取引に係る説明書

弊社で外国株預託証券をお取り引き頂くに当たりましては、以下の内容を十分ご理解の上、お客様ご自身の責任と判断において、ご投資頂きますようお願い申し上げます。

### 1. 外国株預託証券について

外国株預託証券は株式の発行会社が属さない国において、当該株式を流通させる目的で発行される一種の代替証券です。一般的に株式を自国市場外で流通させようとする場合、原株券そのものを流通させると証券の国外輸送、言語・習慣の違いに起因する問題が発生します。これらの問題点を解決する為、流通させようとする国に属する預託機関が発行する預託証券を外国株預託証券といい当該証券には投資家に代わって原株券の保管から株主権の行使に至るまでを代行すること等の預託契約が表示されています。

### 2. 取引の概要

弊社が取り扱う外国株預託証券取引は外国株券と同様、外国証券取引約款に基づいたお取引となります。お取引にあたっては、当該約款を良くご覧頂きますようお願い申し上げます。

### 3. 取引におけるリスク

外国株預託証券のお取引については、外国株券のお取引の際の一般的なリスク（価格変動リスク、為替リスク、流動性リスク、カントリーリスク等）の他に、以下のような特有のリスク及び注意点が有ります。

①外国株預託証券の1単位は、例えば1DR＝原株式 10株というように、必ずしも原株式の1株に対応しているとは限りません。また、銘柄により対応する株数が異なります。

②外国株預託証券と原株式の交換は、原則、お取扱いいたしません。

③外国株預託証券の保有者は、原則的には原株式保有者と同等の権利を有しますが、発行国の違いが有る為、配当税制等、原株式を保有する場合と違いが生じることが有ります。また、銘柄毎に預託契約の内容が異なっており、外国株預託証券の間でも違いが生じる可能性があります。

④新株予約権が株主に与えられる際、預託機関が外国預託証券の保有者より一任されて処理にあたります。この場合原則として預託機関は権利を売却し、売却代金を当該保有者に配布するという形で処理を行いますが、処理の手続き上失権する可能性があります。

以上のように、外国株預託証券は原株と同一ではない点を十分ご留意下さい。

以上